

国空総第 1 1 5 6 号  
令和 5 年 2 月 2 7 日

公益社団法人日本滑空協会会長 殿

国土交通省航空局長  
(公 印 省 略)

### G 7 広島サミット等開催に伴う警備協力について

G 7 広島サミットにつきましては、令和 5 年 5 月 1 9 日から同月 2 1 日までの間、広島県において開催されることが昨年 7 月 1 5 日の閣議で了解され、関係閣僚会合についても、それぞれの開催地が発表されているところです。

G 7 広島サミット及び関係閣僚会合並びにこれらの関係行事（以下、「サミット等」という。）の開催をめぐっては、我が国に対する国際テロの脅威が継続しているほか、サイバー攻撃、右翼等による違法行為、テロ組織等と関わりのない者による違法行為等の発生が懸念されるなど、厳しい情勢にあり、首脳会合や関係閣僚会合の開催地における警戒警備の徹底はもちろんのこと、それ以外の地域においても重要施設や公共交通機関等に対するテロ等違法行為の未然防止を図るため、警察庁から警備協力を要請されているところであり、テロ等違法行為の未然防止に万全を期す必要があることから、別添の趣旨を踏まえ、管轄する警備当局等と十分連携をとり、下記事項について万全を期されるよう貴協会傘下の会員へ周知願います。

別添：「G 7 広島サミット等開催に伴う警備協力について」  
(令和 5 年 2 月 17 付け国官危管第 48 号)

### 記

- 1 サミット等に関する不審者情報等の警察への通報連絡の徹底
- 2 小型航空機・小型船舶所有者等に対する管理強化及び関連施設等周辺における飛行・航行抑制の要請
  - 飛行自粛等に関する航空情報（ノータム）を踏まえた適切な運航
  - 小型航空機に係る具体的な強化
- 3 サミット等に伴う飛行制限区域の周知

以上